

食安発第0514001号

平成21年5月14日

(最終改正：平成30年5月17日生食発0517第2号)

各
〔 都道府県知事
 保健所設置市長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対シンガポール輸出食肉の取扱いについて

標記について、今般、シンガポール農食品獣医庁と協議の結果、別紙1のとおり「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」を定めることとしました。

今後、食肉をシンガポールへ輸出する場合には、輸出者において、輸出施設を管轄する都道府県等の衛生部局及び畜産部局の協力を得て資料を作成し、個別にシンガポール農食品獣医庁による認定を受けるとともに、都道府県等が発行する衛生証明書を添付することが必要となりますので、輸出者からの申し出があった場合には、その対応について特段の御配慮をお願いします。